V 納付手続

納付の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。
なお、金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、事務所等から納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

キャッシュレス納付

① ダイレクト納付

事前に届出をした預貯金口座から、e-Taxを利用して、即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する手続です。
初回のみ事前にオンライン（e-Tax）又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出し、預貯金口座の登録を完了している方がご利用いただけます。
（注）ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまでに、書面で提出した場合は１か月程度、e-Tax（個人の方のみ利用可能です。）で提出した場合は１週間程度かかります。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm

ダイレクト納付の手続

② インターネットバンキングやＡＴＭを利用した電子納税

インターネットバンキングやＡＴＭから納付する手続です。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200042/noufu_denshi.htm

インターネットバンキング等からの納付手続

③ クレジットカード納付

専用サイト（国税クレジットカードお支払サイト）を経由し、クレジットカードを使用して納付する手続です。
（注１）納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります。
（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。
（注２）納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm
（参考）クレジットカード納付手続の流れ
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/pdf/01_credit_flow.pdf

クレジットカード納付の手続

クレジットカード納付手続の流れ

④ スマホアプリ納付

e-Taxで申告書等データを送信した後などに、専用サイト（国税スマートフォン決済専用サイト）を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する手続です。
（注１）納付金額が30万円以下の方が納付するための手続です。
（注２）事前に利用するスマホ決済アプリへの残高のチャージが必要です。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm
（参考）スマホアプリ納付を利用するために
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/pdf/0022011-054_01.pdf

スマホアプリ納付の手続

スマホアプリ納付を利用するためには

V 納付手続

クレジットカード納付に当たっての入力情報

クレジットカード納付を行う場合は、e-Taxを経由せずに専用サイト（国税クレジットカードお支払サイト）から納付することができます。
その際に入力する情報は右図のとおりです。

項　目	入 力 値
納 付 税 目	たばこ税
課税期間（自）	令和９年４月
申 告 区 分	その他

キャッシュレス納付以外の納付の方法

○ ＱＲコードによるコンビニ納付

事務所及び自宅等で、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をＱＲコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm
（注１）納付できる金額は30万円以下です。
（注２）ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

コンビニ納付（QRコード）

○ 窓口納付

金融機関又は税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付できます。
なお、納付書をお持ちでない方は、所轄税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。
また、金融機関に納付書が無い場合は、所轄税務署までご連絡ください。

納付書の記載例

《税目・税目番号》
たばこ（税）・２５０

《税務署名・税務署番号》
印字されている税務署名が、申告書を提出した税務署であることを確認してください。

○個人の方
空欄の場合、記載は不要です。
○法人の方
お問い合わせ番号の印字がない場合は、法人番号（13桁）を記載してください。



《納期等の区分》
（自）：５０９０４０１

《申告区分》
「９」に○印を付けてください。
※修正申告・更正・決定の場合を除く。

・申告書の「申告者」欄に記載された住所、氏名（法人名）とフリガナ、電話番号を記載します。

・申告者の住所と、営業所又は貯蔵場所の所在地が異なる場合は、以下の情報も括弧書きで記載してください。

○住所（所在地）欄
営業所又は貯蔵場所の所在地

○氏名（法人名）欄
営業所又は貯蔵場所の名称（店名等）とフリガナ

《合計額》
・申告書に記載した納付すべき税額を記載します。
・合計額は金額頭部に「￥」記号を必ず記載してください。

重要

たばこ税の納期限 ： 令和９年９月30日（ 木 ）

申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

- 期限内納付のため、納税資金の積立て等の事前のご準備をお願いいたします。
- 営業所又は貯蔵場所ごとに複数の申告書を作成したときには、申告書ごとに納付手続を行ってください。
- 納期限を過ぎてから納付しますと、延滞税が課される場合がありますので、十分ご注意ください。

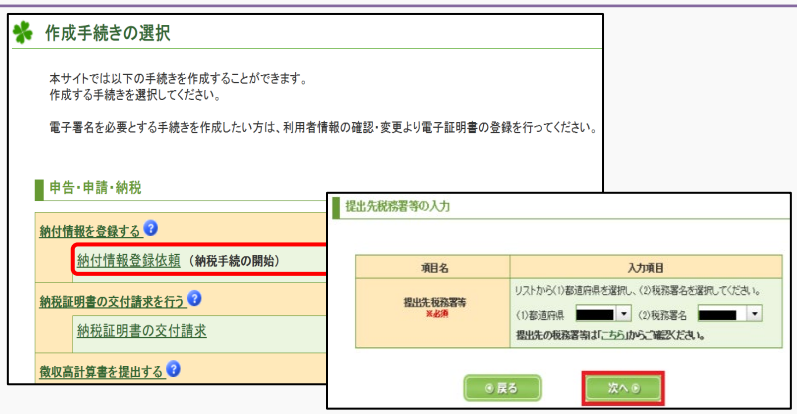
V 納付手続

キャッシュレス納付の事前準備

キャッシュレス納付を行うためには、まずはe-Taxで納付情報データ（納付情報登録依頼）を作成・送信してください。メッセージボックスに「納付区分番号通知」が格納されます。この通知には利用可能な納付方法が表示されますので、こちらから電子納税の手続を進めることができます。

○　納付情報登録依頼を作成・送信

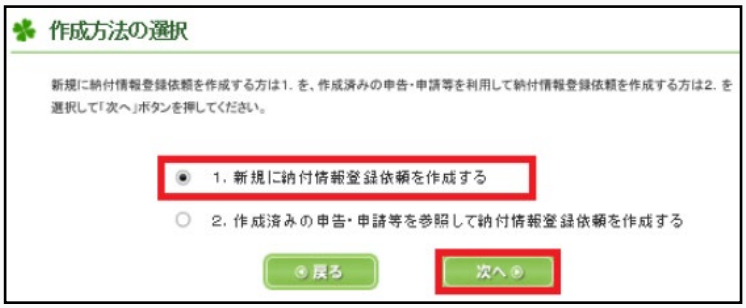
①ダイレクト納付、②インターネットバンキングやＡＴＭを利用した電子納税、③クレジットカード納付、④スマホアプリ納付を利用する場合は、以下のとおり、e-Taxにより「納付情報登録依頼」を作成・送信した後、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から納付してください。

項番	画　面	手　順
①		e-Taxホームページ上部の「ログイン」ボタンから、e-Taxソフト（WEB版）にログイン ※ 初めてe-Taxを利用される場合は「初めての方はアカウント作成」から開始届出を行ってください。
②		「申請・納付手続を行う」をクリックして、遷移先画面で「新規作成」欄の「操作に進む」をクリック。
③		「納付情報登録依頼」をクリックして、遷移先の画面で申告書を提出した所轄税務署を選択し、「次へ」をクリック。

続き

Ⅴ 納付手続

④



「１．新規に納付情報登録依頼を作成する」を選択し、「次へ」をクリック。

⑤



各項目に必要事項を入力。

⑴　税目

「たばこ税」を選択

⑵　課税期間・申告区分

次のとおり課税期間・申告区分を入力

項目	入力値
課税期間(自)	令和９年４月
申告区分	その他

⑶　納付額

本税欄に納付する金額を入力

⑥



入力内容を確認後、「送信」ボタンをクリックすると、送信完了画面が表示されるので「受信通知の確認」をクリック。

⑦



各種納付方法が表示されますので希望する納付方法を選択して、納付手続を行ってください。